



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4185号 2018.2.1 発行

「休眠預金」を子育てや障害者の支援活動に活用へ NHKニュース 2018年1月31日
 金融機関に預けられたまま取り引きがない預貯金、いわゆる「休眠預金」をめぐって、政府は公共性の高い民間事業に活用するための基本方針案を取りまとめ、子育てや障害者の支援などに取り組む民間団体の活動を促進するために活用するなどとしています。

金融機関に10年以上預けられたまま取り引きがない預貯金、いわゆる休眠預金は1年間に700億円程度発生し金融機関の収入になっていることから、おとし預金保険機構に移管したうえで公共性の高い民間事業に活用する法律が成立しました。

これを受けて政府は制度の運用に向けた基本方針案を取りまとめ、31日に開かれた内閣府の審議会に示しました。

それによりますと、休眠預金を、子育てや障害者の支援など社会的課題の解決に向けた取り組みを行っている民間団体の活動を促進するために活用するとしています。

また民間団体への支援は一定の期間を区切ったものとし、休眠預金の活用を希望するNPOやボランティア団体などは達成すべき成果や支援が必要な期間を盛り込んだ実施計画を事前に作成するとしています。

一方、休眠預金の活用にあたっては公正性に疑念を持たれないよう、休眠預金を一元的に管理する「指定活用団体」に不正を監視する部署を設置するとしています。

政府は審議会の意見を踏まえて今年度中に基本方針を決定し、来年秋からの運用開始を目指して詳細な制度設計を進めることにしています。

高次脳機能障害どう支える 小室哲哉さん会見で注目 毎日新聞 2018年1月31日



つえを使って歩く夫を支える妻(左)。「小室さんを批判できる人は、同じ立場ではないと思います」

音楽家の小室哲哉さん(59)が引退会見で明かした、妻KEIKOさん(45)の高次脳機能障害。気づかれにくいことが災いし、家族が抱え込んで孤立しがちだ。介護する側はどんな困難に直面しているのか、周囲はどうサポートすべきか。

「心地よい居場所」づくりを

「うーっ」。男性(24)はいらついた様子でそうめくと、51個まで数えた小豆を元の皿へ一気に戻した。1月27日午後、東京・新宿で行われた、高次脳機能障害者を支援するNPO法人「VIVID(ヴィヴィ)」の社会参加促進プログラム。指先のトレーニングで9人の参加者が2チームに分かれ、スプーンで小豆を受け渡していくリレー戦に挑んだ。

春を呼ぶコンサート 障害者500人 20曲以上、練習成果披露 立川で3日 /東京
毎日新聞 2018年2月1日

立川市内の障害者約500人が歌や踊りなどを発表する「春を呼ぶコンサート」（主催・立川市障害者後援会など）が3日午後1時、同市錦町3の「たましんR I S U R Uホール」で開かれる。市内にある福祉作業所など13団体が参加し、歌や踊りなど20曲以上を披露する。

地域で障害者の雇用創出 湖西市商工会セミナー

中日新聞 2018年2月1日

◆奈良の先進事例紹介

社会福祉法人を中心にした共同体で仕事を受注する仕組みを説明する山内民興さん＝湖西市鷺津で



「障害者が働きやすい仕組みづくりのためのセミナー」が二十九日、湖西市鷺津の市商工会館であった。市商工会は二〇一七年度から「地域介護ビジネス研究会」を発足し、障害のある人や高齢者の働く場やサービスを地域で創り出していく事業を目指しており、セミナーはその一步。奈良で福祉型事業協同組合をつくった山内民興（たみおき）さん（69）から先進的な取り組みを聞いた。

研究会には事業協同組合を支援する静岡県中小企業団体中央会西部事務所や、市民活動やまちづくりを進めるNPO法人コラボりん湖西などが参加する。セミナーは同西部事務所が主催。障害者就労施設を運営する社会福祉法人のほか医療法人、NPO法人、障害者雇用に関心のある企業などから約二十五人が参加した。

山内さんは奈良県で〇六年から、障害のある人への就労支援を続ける。NPO法人から始め、現在は社会福祉法人「ぷろぼの」理事長。一五年十二月、ぷろぼのを中心に企業や個人事業者、NPO法人、福祉事業所が参加する「あたらしい・はたらくを・つくる福祉型事業協同組合」（あたく組）を発足させた。

組合には現在、IT系やデザイン、イベント、印刷、運輸、建築など二十一社が参加。障害者就労施設が優先的に業務を受注できる「共同受注窓口」の認定を県から受け、組合として行政や学校、企業などから仕事を受ける。

喉頭がんで闘病する五十歳まで東京でコンピューター会社を経営していた山内さんは、障害者の就労に多い作業系の仕事だけでなく情報通信系など多様な仕事受注に力を入れる。「奈良県内三十八の行政の公式サイトは全て県外の企業が受注している。その現実を是正して障害のある人が働ける仕事を県内でつくりたかった」と話す。

春日大社境内の間伐杉を譲り受け木工品を商品化する事業や、奈良県が三月に新設する「平城宮歴史資料館指定管理業務」を一部担当する事業、同県生駒市の「第5期障害福祉計画」の策定業務など受注例を紹介。専門性のある企業が組合に加わることで高度で大規模な仕事を受注でき、障害者の技術育成もできるほか、地域に根差した共同体ならではの、きめ細かな対応ができることを強調した。子育て世代や高齢者の雇用創出にもつなげていくという。

「働くことは人らしく日々を生きるための大切な行い。自分のため社会のため、仕事を通して人は成長する。福祉も企業も行政も、一緒に育っていったらというのが僕らの思い」と伝えた。研究会では今後、組合化や他の方法も含め、湖西での可能性を検討していくという。（野村由美子）

障害者暴行事件 市にうその報告か 理事長ら書類送検へ

NHKニュース 2018年2月1日
宇都宮市の障害者支援施設で入所者が暴行された事件で、警察は、施設を運営する法人が事件のあとの市の調査に対し、うその報告をしていたとして、1日にも法人とその理事長ら3人を障害者総合支援法違反の疑いで書類送検する方針です。

去年4月、宇都宮市の障害者支援施設「ビ・ブライト」で、知的障害のある入所者の男性に暴行を加えて大けがをさせたとして、施設の元職員ら2人が傷害の有罪判決を受けました。

警察は、施設を運営する社会福祉法人「瑞宝会」の理事長が、事件のあとの市の調査に対し、うその報告をしていた疑いがあるとして、法人の本部を捜索し捜査を進めていました。捜査関係者などによりますと、理事長は去年8月、「虐待や暴行を行ったという情報は得られなかった」という報告書を市に提出していたということですが、有罪判決を受けた元職員は裁判で、「理事長は暴行を知っている様子だった」などと証言していました。

警察は、理事長らが暴行を把握しながら、市の調査にうその報告をしたとして、法人とその理事長、それに報告書を作成した職員2人を障害者総合支援法違反の疑いで、1日にも書類送検する方針です。

アルツハイマー病、血液で判定 治療薬開発に期待 産経新聞 2018年2月1日
記者会見する国立長寿医療研究センターの柳沢勝彦氏（右端）と島津製作所の田中耕一氏（左端）ら研究チーム＝1月29日、厚労省



国立長寿医療研究センターと島津製作所などの研究グループは、微量の血液からアルツハイマー病の発症に影響するとされるタンパク質などを計測し、アルツハイマーにつながる病変の有無を早期に高精度で判定できる技術を開発した。31日付のネイチャーオンラインに発表した。血液からの検出法の確立は世界初で、アルツハイマー病の鑑別や治療薬開発などに役立つと期待される。

アルツハイマー病は、発症する20～30年前から脳内に異常タンパク「アミロイドベータ」がたまり始めることが知られている。蓄積の有無を確かめるには、脳脊髄液を採取するか、高額な検査を受ける必要がある。

グループは、アルツハイマーの原因物質とされるアミロイドが脳にたまり始めると血液中に流れ出なくなり、血中に流れるその他2種類のアミロイドとの量に差が出ることに着目。この比率を計測し、脳内蓄積の有無を判定する検出法を編み出した。結果を検査で確認すると、アミロイドの蓄積がある人を9割以上の精度でとらえられていた。

アミロイドの蓄積がある人が必ずアルツハイマー病を発症するわけではないが、この検出法は治療薬や予防薬の開発に必要な発症リスクがある人を安価で早期に抽出できるほか、認知症の患者がアルツハイマー型かどうかの鑑別にも役立つ。島津製作所の田中耕一シニアフェローは「世界の健康長寿に貢献できるチャンスだ」と話している。

自立支援施設で火災、死者は11人に...札幌 読売新聞 2018年02月01日

札幌市東区北17東1の自立支援施設「そしあるハイム」で31日深夜に発生した火災の死者は11人になった。

道警によると、施設には16人が入居し、5人の生存が確認されている。不明者はいないという。

1月31日午後11時40分頃、札幌市東区北17東1の自立支援施設「そしあるハイム」で「1階から煙が出ている」と通行人から119番があった。木造の建物を全焼し、焼け跡から11人の遺体が発見された。北海道警札幌東署と札幌市消防局が遺体の身元の

確認を進めるとともに、火災の原因を調べている。

同署によると、施設の1、2階に16人が入居していた。男女5人の生存が確認され、そのうち、80歳代女性と70歳代男性、50歳代男性の3人が気道熱傷などのやけどを負ったが、命に別条はないという。



煙が上がる中、捜索活動が続く自立支援施設「そしあるハイム」（1日午前2時24分、札幌市東区で）＝鷹見安浩撮影

煙につつまれる施設（1日午前1時8分、札幌市東区で）＝中菌あずさ撮影



死亡したのは男性8人、女性3人。

施設は生活に困窮している人などの自立を支援する施設で、かつて旅館だった建物を同市北区の合同会社「なんもさサポート」が再利用して運営していた。

同署が入居者から聞き取った情報によると、夜間は職員がいない状態だったという。現場はJR札幌駅から約1・5キロ・メートルの住宅街。

各地で相次ぐ高齢者入居施設の火災 防火対策も問題に 朝日新聞 2018年2月1日



高齢者らが入居する木造の自立支援関連施設「そしあるハイム」の火災現場付近で救助活動にあたる隊員ら＝1日午前1時55分、札幌市東区、豊間根功智撮影

1月31日深夜に火災が起きた札幌市の自立支援関連施設「そしあるハイム」



では、高齢者らが多く入居していたとみられる。高齢者が住む施設や住宅での火災は各地で相次いでいる。

2009年3月には、群馬県渋川市の高齢者施設「静養ホームたまゆら」で10人が死亡する火災が起きた。犠牲者の大半は東京都内の生活保護受給者。身寄りが無い高齢受給者が、都外の施設に送られている実態が浮き彫りになった。翌10年3月、札幌市北区の認知症高齢者向けグループホームが全焼し、入居者7人が亡くなった。

長崎市の認知症高齢者グループホームでは13年2月、入所していた高齢者5人が死亡。この施設は道路に面した出入り口が2階にしかなかったが、スプリンクラーなどの設備は設置していなかったという。

15年5月には、川崎市で簡易宿泊所2棟が全焼し11人が犠牲になった。火災後の川崎市の検査で、確認された建築基準法や市条例に違反する簡易宿泊所は24棟。生活保護を受ける人たちが暮らす簡易宿泊所の防火対策が問題となった。

17年5月に北九州市の木造アパートで起きた火災では6人が死亡。同年8月には秋田県横手市のアパートが全焼し、住人5人が死亡した。和室6畳、築50年ほどのアパート

では朝食と夕食が提供され、障害がある人や生活保護を受ける人たちが生活していたという。大阪府豊中市のアパートでも同年12月に火災があり、5人が死亡した。このアパートの住民は、独居の高齢者が多かったという。

医療・介護報酬改定 特養の看取り環境を整備

産経新聞 2018年2月1日



重度の入所者も受け入れが進むか、注目される＝横浜市の特別養護老人ホーム

医療と介護、双方の努力実るか

介護サービスの価格にあたる「介護報酬」が今年4月から変更される。報酬の改定は3年に1度で、今回は高齢化の進行に伴う“多死社会”の到来に向けて、終末期の環境を整備した。特別養護老人ホーム（特養）では、たんの吸引など医療も必要な人を受け入れられる施設への報酬を新設。特養と契約する非常勤医（配置医）が入

所者を緊急に診察したときの報酬も創設した。暮らし慣れた特養で、本人の望む「看取（みとり）」ができるか、注目される。（佐藤好美）

外部医療職の訪問も

人件費の高騰などで収支が悪化している特別養護老人ホーム（特養）について、厚生労働省は今回の介護報酬改定で基本的な報酬を引き上げた。また、たんの吸引などが必要な入所者を受け入れられる施設の報酬を新設した。

さらに、配置医が、深夜や早朝に入所者を緊急診療した場合の報酬を新設。実際に「看取り」を行う施設の報酬も上積みした。入所者の重度化が進むなか、本人の希望に合った場所での看取りを促すものだ。

特養で看取りを行った場合にはこれまでも、施設には一定の上乗せがあった。住み慣れた場所で最期を迎えたい、迎えさせたいという入所者や家族の希望もあり、看取りを行う施設は増えている。一方で、今でも看取りのためにだけ病院に救急搬送する施設もある。

理由の一つは、特養と契約している配置医が施設で看取りをしたときの評価が、深夜や早朝の対応が必要にもかかわらず、介護報酬では明確になっていないこと。

配置医は一般に、週1回程度、入所者の「健康管理」に訪れる。主な業務は健康管理であり、もともと、急な容体変化や看取りの対応は想定されていない。そのため、施設を訪問する頻度や緊急対応など診療内容や契約は、医師と施設によってまちまちだ。

実際、厚労省が介護報酬を検討する専門分科会に示した資料でも、配置医が施設に緊急対応した頻度について、1カ月に「0回」と答えた特養は4割を占め、休日では「0回」が6割。緊急対応に医師が消極的にも見えるが、正当な評価がないことが原因だと指摘されていた。

もう一つの課題は、看取りの評価は、介護報酬だけでなく、診療報酬にもあるが、片方しか算定できないこと。施設で介護職と医師が入所者を看取っても、特養側が介護報酬を加算されると、医師側は看取りに関する診療報酬の加算を受けられない。

平成30年度は医療と介護の同時改定の年にあたることから、厚労省は診療報酬改定で、この改善も図る。外部の医師が特養で看取りを行った場合は、一定要件の下で特養側も医師側も報酬を受け取れるようにする。また、これまでは特養に外部から訪問看護師が入ることはできなかったが、入所者の終末期に訪問看護師が入り、サポートできるようにする方針だ。

入所負担増なさそう

個々の介護報酬の引き上げにより、一般には利用者負担も上がるが、介護保険には所得に応じた負担限度額がある。世帯に住民税を課税される人がいなければ、施設入所費自体には負担増はなさそうだ。

今回の介護報酬改定では、特養や新設される「介護医療院」など、「施設サービス」の報酬引き上げが目立つ。自宅での生活を支える「在宅サービス」では、終末期の患者を多く抱える訪問看護ステーションの報酬を引き上げる。また、これまではケアプラン（介護計画）の臨機応変な変更が手続き上、難しかったが、簡素化する。がん末期などで容体の変化が著しい患者に柔軟に対応できるよう、ケアプランを作成するケアマネジャーの報酬も引き上げ、在宅で最期を迎える人の環境も整えていく。

「人は亡くなる」心の準備に意義

横浜市にある特別養護老人ホームの施設長は、今回の介護報酬改定について、「たんの吸引など、医療が必要な人の受け入れをしている施設を評価してもらった」と歓迎する。

特に注目しているのは、施設看取りがきちんと評価され、環境整備が進みそうなこと。看取りのできない施設では、容体が悪化すると、ギリギリまで施設で対応し、最後は救急車で病院に搬送する。「だが、搬送中や搬送直後に病院で亡くなると、事件が疑われ、警察が介入することもある。その苦労は、われわれも十分に承知している」（施設長）。

実際、この施設長の特養も、少し前まで看取りができなかった。配置医が緊急時には対応してくれなかったからだ。6、7年かけてアプローチした別の医師に対応してもらい、看取りができるようになったのはここ数年だ。

だが、現行制度では特養側と医師側の双方が同時に看取りの報酬を受けることはできない。だから、この特養では、医師に看取りの診療報酬を受けてもらい、自分たちは対価をあきらめている。

職員には負担が生じている。“そのとき”が近づくと、見守りの介護職を増やし、施設の看護職も呼び出しに対応する。

施設長はこう話す。「職員は今は、人は亡くなるんだと心の準備をし、特養の存在意義もそこにあると考えるようになった。医療側の努力も、施設側の努力も双方を評価してもらえるようになるとありがたい」



高齢障がい者支援へ 公明新聞 2018年1月31日
高齢障がい者への支援について関係者と意見を交わす河野氏（右から4人目）ら

河野氏ら 福祉団体と意見交換 福岡県

公明党の河野義博参院議員と党福岡県議団（森下博司団長）の田中正勝、新開昌彦の両議員は16日、高齢障がい者の支援策の充実に向け、県庁内で県内の社会福祉法人などの団体代表らと会い、障がい者の「65歳問題」を中心に意見交換した。

障がい福祉サービスを受けている障がい者は、65歳になると介護保険サービスを優先して利用することになっている。その移行に伴い、低所得の利用者の自己負担が新たに生じたり、これまで受けていたサービス内容が変わってしまうなどの課題があった。

こうした事態を解消するため、公明党が積極的に主張し、2016年5月に障害者総合支援法を改正。今年4月から改正法が施行され、低所得など一定の要件を満たした高齢障がい者については、介護保険サービスの自己負担がゼロになる。また、障がい福祉事業所が新たに介護保険事業所としての指定を受けやすくする仕組みも設けられた。

意見交換会では、制度改正の詳細についての周知徹底や、障がい者に特化した高齢者施設の推進、介護分野の人材不足解消に向けた職員の処遇改善などを求める声が上がった。河野氏は「皆さんの要望に応えられるよう、国・地方議員でしっかりと連携し、公明党らしい政策づくりに努める」と語っていた。

社説:生活困窮者への就労支援急げ

日本経済新聞 2018年2月1日

政府は生活困窮者自立支援法と生活保護法の改正案を、今国会に提出する方針だ。生活保護の一手手前の人への就労支援を充実し、自立を後押しするのが最大のポイントだ。

長期間無職だったり、仕事が不安定だったりする人は多い。早くから支援すれば、生活保護に頼らないで済む人が増える。就労による自立は、本人のためになるのはもちろん、人手不足に悩む日本経済にとってもプラスだ。実効性ある仕組みを整えてほしい。

生活困窮者への支援は、福祉事務所を持つ約 900 の自治体が担っている。総合的な相談窓口を設け、支援計画をつくるが、取り組みには地域差が大きい。

例えば、すぐに働くのが難しい人向けに、生活習慣の見直しも含め指導する「就労準備支援事業」がある。任意の事業で、実施率は 44%だ。2017年12月に政府の審議会がまとめた報告書は、将来的に必須事業とすることを目指しつつ、福祉事務所を持つ全自治体での実施を求めた。

今回、「65歳未満」という対象者の年齢要件も廃止するという。就労を、年齢で区切る意味はない。当然の見直しだ。地域で情報を共有し、困っている人を早期に見つけ出すことも欠かせない。

生活困窮者への就労支援を、生活保護受給者への支援と一体的に運営すれば、より効率的になるだろう。自治体が地域の状況に応じて活動を工夫できるよう、国は柔軟性を持ってほしい。

今回の改正では、生活保護費の半分近くを占める医療扶助も見直す。過剰な受診や投薬があるとされ、新たに指導員が病院に同行するなどの対策を講じる。

だが、防止策としては不十分だ。受給者は、病院窓口での負担がない。本人に後で還付する仕組みを含め、ごく少額でも負担することを真剣に検討すべきだ。

生活保護は病気や障害などで生活に困った人を守る「最後の安全網」だ。いたずらに保護費が膨らめば、制度維持は難しくなる。

【主張】パラリンピック 薬物蔓延断ち切る覚悟を

産経新聞 2018年2月1日

国際パラリンピック委員会（IPC）は、国家ぐるみのドーピング問題を指摘されるロシアの平昌パラリンピック参加について、同国選手団としての参加は認めず、厳しい条件をクリアした選手が個人資格で出場することを容認した。

ロシアを全面除外した一昨年のリオデジャネイロ夏季大会からは後退したように映るが、潔白を証明することができた選手の競技環境を守るのは妥当な措置といえる。

国際オリンピック委員会（IOC）は平昌五輪で同様の判断を下している。ロシアの選手団としての派遣を禁じ、潔白を証明した169選手には国旗や国歌が使えない「ロシアからの五輪選手（OAR）」として出場を認めた。

IPCは、ロシアの呼称を認めず、OARを名乗ることも禁じている。国際スポーツ界はドーピング問題に寛大であるとの誤解を生じさせてはならない。IOCは、より厳しい態度で臨むIPCを見習うべきだろう。

スポーツ強国のロシアが自国選手団を大会に送れないという異常事態が続くのは、ロシアが国ぐるみの関与を認めないからだ。

世界反ドーピング機関（WADA）はすでにロシアの国ぐるみの不正を認定し、IOC、IPCともロシアの委員会を資格停止としている。ロシア側がこれを認めない限り、資格停止の処分が解けることはない。

ソチ五輪でドーピング検査所長を務めたロトチェンコフ氏は、プーチン大統領の関与も示唆している。これに対し、プーチン氏は、「ロトチェンコフは向こう側（米国）に引き込まれたうすのろだ」と反論しているという。

WADAの調査結果は、具体的かつ詳細で、十分に信用がおけるものだった。

ロシア側がかたくなな態度をとり続ければ、2年後の東京五輪・パラリンピックに選手

団を送ることもできない。

ドーピングは、スポーツの公正性と五輪の価値を毀損（きそん）し破壊する犯罪行為である。IOCやIPCは薬物の蔓延（まんえん）と決別するため、一切の妥協を排すべきである。

ロシアは旧悪を認め、国際スポーツ界に謝罪しない限り、五輪やパラリンピックの舞台に未来永劫（えいごう）復帰できないと知るべきだ。犠牲となっているのは自国選手と、スポーツを愛する国民である。

社説:旧優生保護法 負の歴史を直視する

中日新聞 2018年2月1日

旧優生保護法は、障害のある人たちから子を産み育てる権利を奪った。障害の有無にかかわらず尊重し合う共生社会へ、直視せねばならない負の歴史である。人間の尊厳を問い直す契機としたい。

旧優生保護法の下で、知的障害を理由に十五歳で不妊手術を強制され、人権を侵害されたとして、宮城県の女性が国に損害賠償を求める訴えを仙台地裁に起こした。旧優生保護法の違憲性が司法の場で初めて問われることになった。

国民は個人として尊重され、子どもを産み育てるかどうかは自らの自由な意思で決められる幸福追求権を持つ。もとより障害や病気があるかないかによらず、法の下に平等である。

女性側は、旧優生保護法はそうした憲法の規定に違反すると主張している。国はこれまで「当時は適法だった」との立場を取り、被害実態の解明にさえ及び腰だ。

旧優生保護法は、戦後の人口増加に伴う食糧不足を背景に一九四八年に制定された。ナチス・ドイツの優生思想に根ざした断種法の考えを取り入れたといわれる国民優生法が前身だった。

「不良な子孫の出生防止」を目的とし、精神障害や知的障害、ハンセン病などを理由とした不妊手術を認めていた。法律に基づき手術を施された人たちは約二万五千人、このうち約一万六千五百人は手術を強制されたとみられる。

宮城県に残る不妊手術を施された八百五十九人の資料では、全体の52%が未成年者だった。手術の理由は「遺伝性精神薄弱」が八割を超えて最多だった。幼い子どもにまで身体上の負担を強いたとされ、非人道性が浮かび上がる。

旧優生保護法は障害者差別に当たると認め、国が優生思想に関係する規定を削除して、母体保護法に改正したのは九六年だった。

その後、政府も国会も事実上だんまりを決め込んでいる。同様の問題が持ち上がったスウェーデンやドイツでは、国が正式に謝罪して救済に道を開いた。日本の人権意識の低さがひととき目立つ。

二〇一六年に相模原市で障害者たちが殺傷された事件でも、優生思想が表面化した。偏見や差別は根強くはびこっている。

旧優生保護法による人権侵害について、国連の自由権規約委員会や女性差別撤廃委員会は救済措置を勧告してきた。国は過去の失政を反省し、全容を明らかにして被害回復を図るべきである。人権と差別の問題をどう克服するか。私たち一人一人も問われている。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

